



平成 18 年 9 月 26 日

各 位

大阪市中央区北浜三丁目 7 番 12 号東京建物大阪ビル
会 社 名 日本駐車場開発株式会社
代 表 者 の 代表取締役社長 巽 一 久
役 職 氏 名
(コード番号: 2 3 5 3 東証第一部・J A S D A Q)
問い合わせ先 取締役副社長 氏 家 太 郎
電 話 番 号 0 3 - 3 2 1 8 - 1 9 0 4

従業員に対するストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 18 年 10 月 25 日開催予定の当社第 15 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の執行役員及び従業員、当社グループ会社の取締役及び従業員の当社の連結業績向上に対する意欲や士気を高め、当社グループ会社の監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的として、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. スtock・オプション制度の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の執行役員及び従業員並びに当社グループ会社の取締役、監査役及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類と数

普通株式 13,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社を吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うこととします。

(3) 発行する新株予約権の総数

13,000個を上限とします。(新株予約権1個につき普通株式1株。但し、(2)に定める株式の

数の調整を行った場合は、同様の調整を行うこととします。)

(4) 新株予約権の払込金額

払い込みを要しないものとします。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に(3)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とします。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除きます。)における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」といいます。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)、または発行日の終値(当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い額とします。

なお、新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合は、それぞれの算式により払込金額を調整し、その調整に生ずる1円未満の端数はいずれの場合においても切り上げることとします。

当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による場合を除く。)

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとします。

当社が他社を吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年11月1日から平成23年10月31日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」といいます。)が、権利行使時において当社または当社のグループ会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りとしません。

新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行行使することができるものとします。

その他の条件については、第15期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約

権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによります。

(8) 新株予約権の取得の事由及び取得条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で取得することができるものとします。

当社は、新株予約権者が(7)に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権の喪失事由に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとします。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上述の資本金等増加限度額から上述の増加する資本金の額を減じた額とします。

(注) 上記の内容については、平成18年10月25日開催予定の当社第15期定時株主総会において「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決することを条件といたします。

以上